

越谷市環境管理計画について

令和7年8月6日
令和7年度第1回 越谷市環境審議会

Part I

環境管理計画とは



環境の保全及び創造に関する施策を
総合的かつ計画的に推進するための基本計画

越谷市における環境課題

温室効果ガス排出量の削減目標が未達成

特に家庭部門の増加

市内の再生可能エネルギーだけでエネルギー需要を満たすことは困難

再生可能エネルギー電力への転換が進んでいない

今やれる施策や技術だけでは大幅な削減が困難

生きものが絶滅又は減少

生物多様性が普及、理解されていない

生息・生育地の環境が劣化

生息・生育地が分断・消失

適応の認知度が低い

市域の影響やその規模が未把握

適応に関する市内の連携体制が確立されていない

ごみ総排出量の更なる減量が必要

リサイクル率の目標未達成

プラスチックごみによる海洋汚染

超高齢社会への対応

光化学オキシダント濃度が環境基準を超過

生活排水による河川汚濁の発生

協働の仕組みはあるが参加はごく一部に限定

消費力は大きい
がエシカル消費に転換できていない

これまでに策定された越谷市の環境管理計画



昭和58年
(1983年)



平成13年
(2001年)



平成23年
(2011年)



令和3年
(2021年)

環境・社会情勢の変化に対応するため計画を改定

現行の越谷市環境管理計画のポイント



市の望ましい環境像

「みんなで創ろう

越谷の豊かな環境と未来」

を実現するため、

6の環境指標（定量評価）

45の取組指標（定量評価）

307の実施施策

（状況を確認し内容を整理）

を設定し、

さらに、SDGsの3側面（環境・社会・経済）の

統合的かつ象徴的な取組を

推進プロジェクトとして抽出。

計画期間

令和3年度(2021年度)から

令和12年度(2030年度)まで

※令和8年度に中間見直しを実施。

見直しに向け、令和7年度に本審議会で見直し

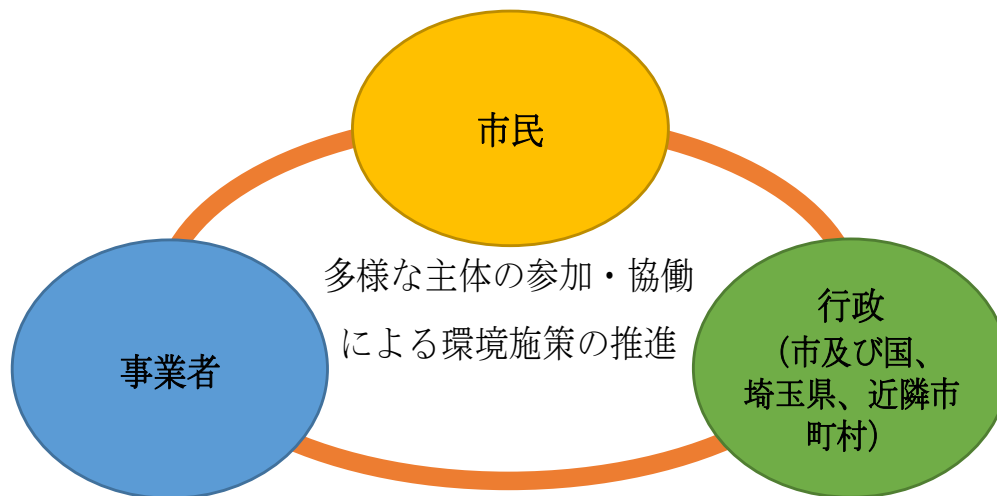
内容を検討

3つの基本理念



SDGs

- 環境面から社会・経済課題の同時解決
- 行政・市民・事業者の協働
- 地域資源の持続的な活用



地域循環共生圏の機能

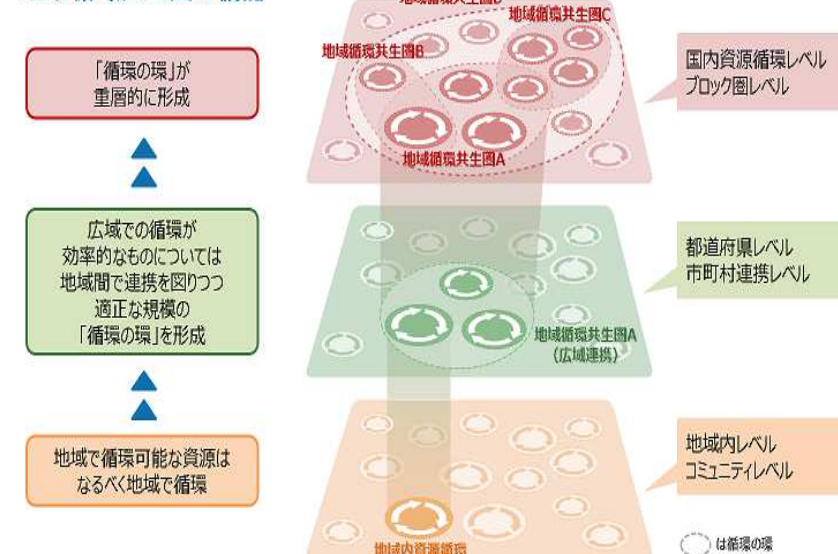
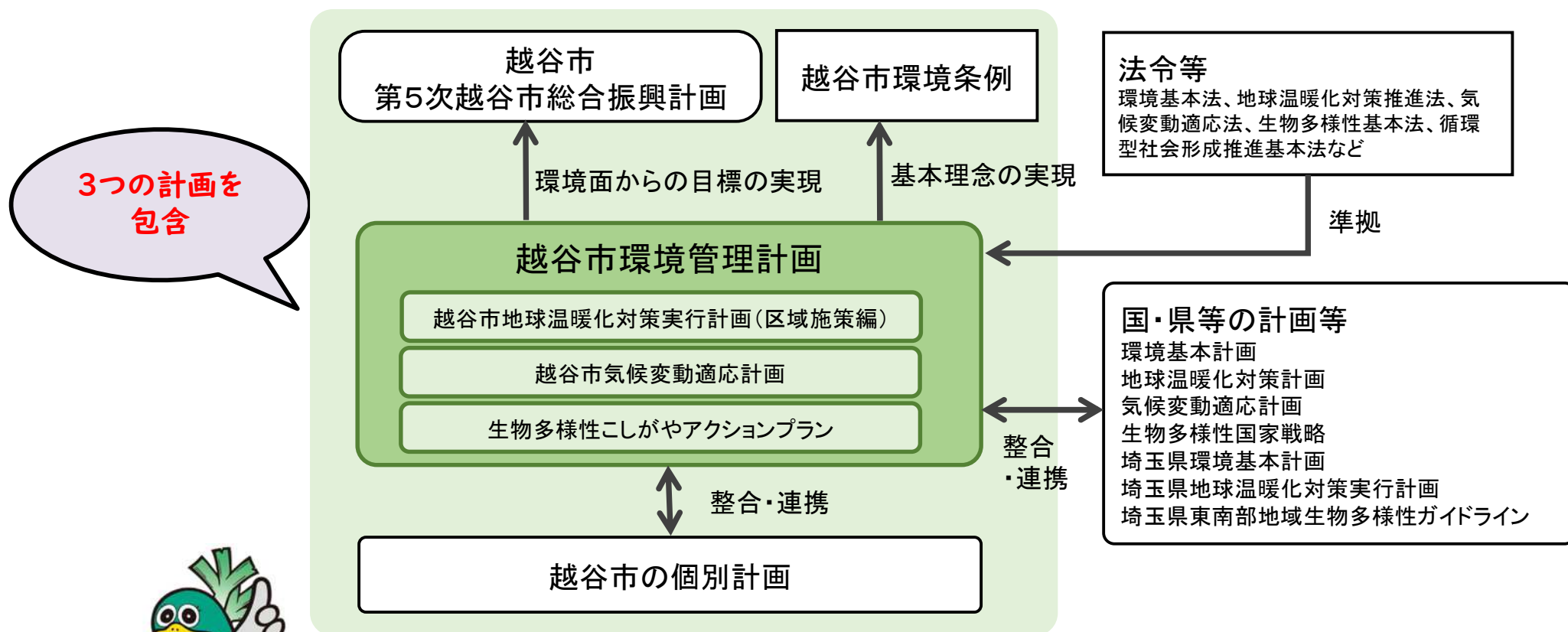


図 重層的・適切な規模での地域循環共生圏構築のイメージ図 出典) 環境省

計画の位置づけ

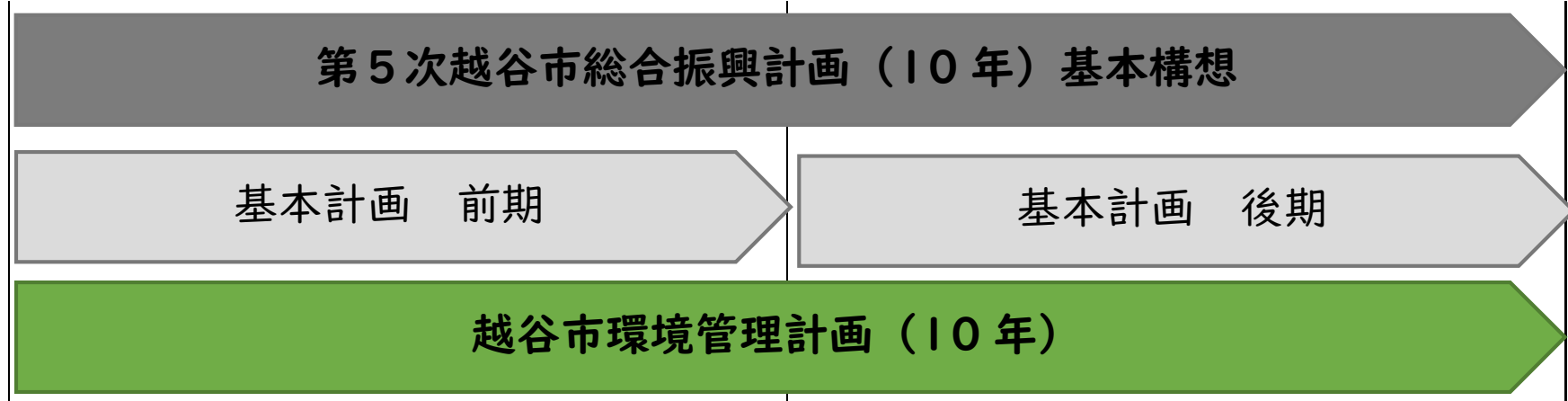


計画期間

令和3年度
(2021年度)

令和8年度
(2026年度)

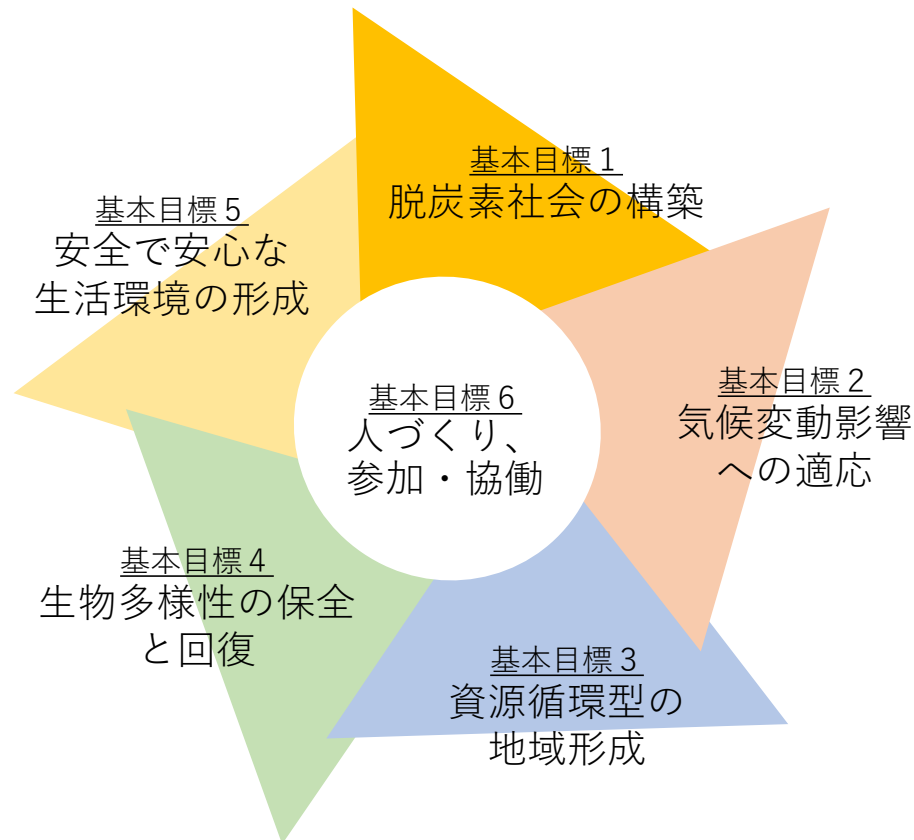
令和12年度
(2030年度)



▲見直し時期

令和7年度に本審議会で見直し内容を検討

施策の展開方向



基本目標1 脱炭素社会の構築

地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、交通など

基本目標2 気候変動影響への適応

気候変動影響、ヒートアイランド現象、防災など

基本目標3 資源循環型の地域形成

ごみ減量、廃棄物処理、資源リサイクル、地産地消など

基本目標4 生物多様性の保全と回復

緑、生態系、生物多様性、公園緑地、環境保全型農業など

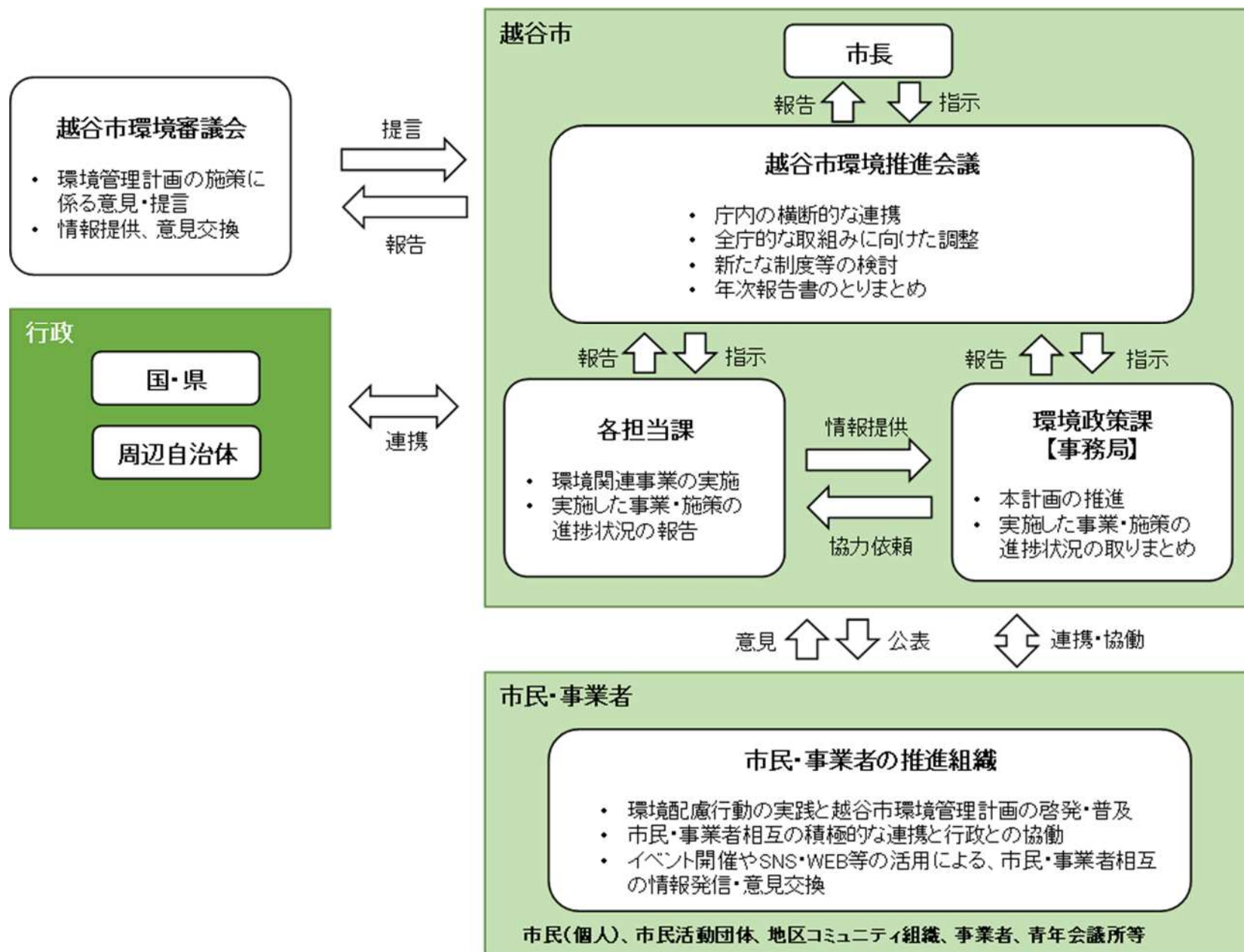
基本目標5 安全で安心な生活環境の形成

大気、水質、騒音・振動、悪臭・土壌等、景観、美化活動など

基本目標6 人づくり、参加・協働

環境教育、環境活動、環境配慮行動など

計画の推進体制



Part 2

中間見直しの方向性について



□ 中間見直しの基本的な方向性

社会状況の変化や取組の進捗状況等を勘案し、「具体的目標と環境施策」及び「推進プロジェクト」を中心に再考する。具体的には、実施施策や指標、目標値などについて、関係各課と協議して見直しを行う。なお、「計画の考え方」や「望ましい環境像と基本理念」等については、現行計画を継承する。

〔計画の構成〕

第1章 越谷市環境管理計画の考え方

市域の概況や本市の環境課題、計画の基本的事項などを掲載

第2章 越谷市の望ましい環境像と基本理念

本計画における望ましい環境像と基本理念を掲載

第3章 具体的目標と環境施策

基本目標		取組の方向性	施策分類
1	脱炭素社会の構築	7	1 2
2	気候変動影響への適応	3	9
3	資源循環型の地域形成	5	8
4	生物多様性の保全と回復	5	1 4
5	安全で安心な生活環境の形成	3	1 1
6	人づくり、参加・協働	3	7

第4章 関係者の役割と各主体の環境配慮指針

計画の推進主体である行政、市民、事業者の役割等を掲載

第5章 推進プロジェクト

SDGsの3側面の統合的かつ象徴的な取組を「推進プロジェクト」と整理

第6章 計画の推進と進行管理

計画の推進体制や進行管理の方法を掲載

□ 中間見直しの基本的な方向性

〔主な見直し箇所（第3章と第5章）〕

第3章 具体的目標と環境施策

基本目標		取組の方向性	施策分類
1	脱炭素社会の構築	7	1 2
2	気候変動影響への適応	3	9
3	資源循環型の地域形成	5	8
4	生物多様性の保全と回復	5	1 4
5	安全で安心な生活環境の形成	3	1 1
6	人づくり、参加・協働	3	7

〔検討の主な視点〕

社会状況の変化や取組の進捗状況等を勘案し、実施施策や指標、目標値等の見直しを検討

第4章 関係者の役割と各主体の環境配慮指針

計画の推進主体である行政、市民、事業者の役割等を掲載

第5章 推進プロジェクト

SDGsの3側面の統合的かつ象徴的な取組を「推進プロジェクト」と整理

第3章の内容と整合を図りながら、見直しを検討

□ 中間見直しの基本的な方向性

〔参考 主な見直し箇所のイメージ（第3章）〕

【取組指標】

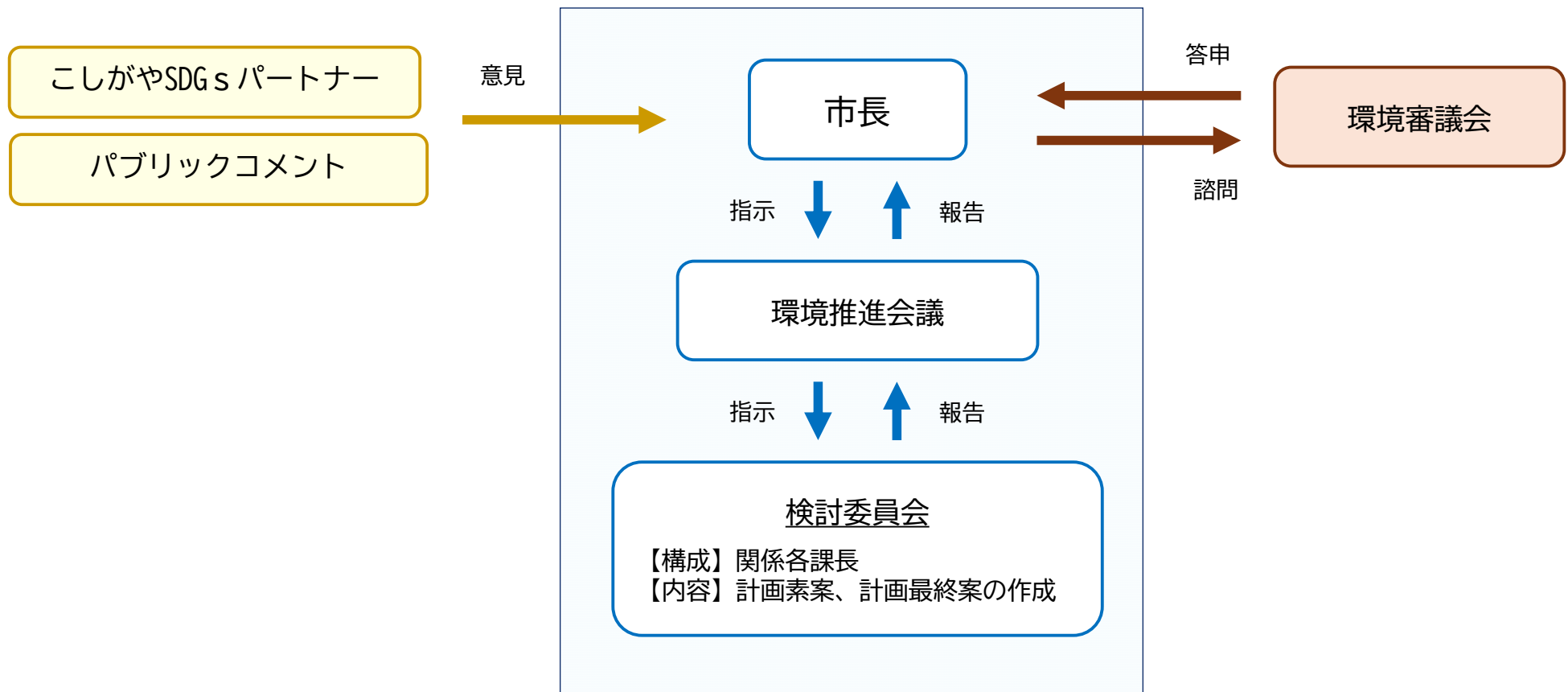
取組指標	現況値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
地球温暖化・COOL CHOICE 普及取組 年間参加者数(市民・事業者)	146人	500人
建築物省エネ法に基づく届出等件数 (総振※1)	211件	980件
市の事業・支援による太陽光発電設備の 発電容量(総振)	7,423kW	11,000kW
市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量 (EV含む)	621.5kWh	6,700kWh
持続性の高い緑地面積※2	1,420ha	1,445ha
乗合交通利用圏域のカバー率※3 (総振)	70.5%	令和7年度 (2025年度) 76.5%
リサイクル率(%) (総振)	17.7%	25%
革新的な取組の反映件数※4	-	5件

社会状況の変化や取組
の進捗状況等を勘案し、
指標や目標値を見直し
ます

※越谷市環境基本計画p.54参照

□ 策定体制

〔体制イメージ〕



□ 策定のスケジュール

〔主な策定フロー〕

時期	内容等
令和7年 4月	庁内組織の検討委員会を設置
8月	<u>第1回 越谷市環境審議会の開催（諮問）</u>
9月	計画素案について検討委員会で協議
10月	<u>第2回 越谷市環境審議会の開催（計画素案の協議）</u>
11月	パブリックコメントの実施
令和8年 1月	計画最終案について検討委員会で協議
2月	・ <u>第3回 越谷市環境審議会の開催（計画最終案の協議）</u> ・ <u>越谷市環境審議会から答申</u> ・ 市長決裁